

岩出市火葬場指定管理者募集要項

岩出市では、岩出市火葬場の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岩出町条例第21号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 基本的な運営方針

岩出市火葬場は、昭和45年に火葬施設として新築され、昭和60年に火葬炉の改修、平成11年に施設（建物）の改修を行い、令和7年から令和9年に亘り火葬炉入替の改修工事を行っており、現在に至っています。また、火葬場には、隣接して待合室があり、火葬に伴う関係者の待合施設として利用していただいています。

なお、火葬業務は、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入しています。

本火葬場は、引き続き利用者の心情に配慮し、公平で良質のきめ細やかなサービスの提供を図り、更には安定した施設運営及び効率的な管理運営に努めることを基本的な運営方針とします。

2 施設の概要等

対象施設 岩出市火葬場

① 所在地 岩出市根来2273番地の5

② 施設概要

ア 竣工年月日 昭和45年9月

イ 内 容 火葬棟（火葬炉4基、炉室、事務室等）、待合室、駐車場等

③ 改修工事

ア 工 期 令和7年12月22日から令和10年3月31日

イ 工 事 概 要 火葬炉設備4炉の入替、電気設備の更新、建築物の改修及び外構の工事

ウ 工事受注者 住 所 新潟県新潟市中央区女池神明2-3-12

氏 名 株式会社コモンテックス

3 指定管理者選定の基本となる事項

（1）指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

（2）管理の基準等

① 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

指定管理者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「岩出市火葬場設置及び管理条例」

その他関係法令の規定に従い、管理運営を行うものとします。

② 休場日

火葬場の休日は、市が発行した火葬場使用許可証に記載の使用日以外の日とします。

※ ただし、死胎等について、市が受け付けた時間によっては、その当日に火葬を行う場合があります。

③ 使用時間 午前9時から午後5時まで

④ 使用料の徴収・収納

火葬場使用料は、市が利用者から徴収し、市の収入とします。

地方自治法第244条の2第8項による「利用料金制」は採用しません。

⑤ 個人情報の取扱

指定管理者は、岩出市個人情報保護条例（平成16年岩出町条例第2号）の規定により、施設の管理を行うに当たって、保有する個人情報の取扱に関して市と同等の責務が課せられるほか、後日、市と締結する協定により、市から利用者に関する個人情報の開示の請求があったときは、これに応じなければならない義務が課せられます。

⑥ 秘密保持の取扱

指定管理者は、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岩出町条例第21号。以下「指定管理者指定手続条例」という。）第13条の規定に基づく秘密の保持義務があります。

⑦ 情報公開

指定管理者は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号）の趣旨に則り、業務に関して保有する情報公開について必要な措置を講じなければなりません。

⑧ 再委託の禁止

指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部を第三者に委託し、又は請負わせてはなりません。ただし、個々の業務であって、管理運営の目的を損なわない業務について、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りではありません。

⑨ 金品授受の禁止

指定管理者は、業務遂行に当たって、名目の如何を問わず、第三者から金品の授受を行ってはなりません。

⑩ 防災対策等

指定管理者は、緊急対策及び防災対策等についてマニュアルを作成し、当該業務従事者に指導を徹底するものとします。

（3）指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は、次のとおりです。なお、各業務の詳細は別紙「岩出市火葬場指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。

① 火葬に関する業務

- ② 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ その他市長が管理運営上必要と認める業務

4 経費に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理業務に要する経費（指定管理料）は、年度ごとに指定管理者から提出される収支計画書等の内容を踏まえ、議会の予算の議決を経て、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者に支払います。

なお、指定管理料の金額、支払時期、支払方法等は、年度ごとに予算の範囲内で締結する協定で定めます。

(2) 指定管理料に含まれる経費

- ① 人件費
- ② 施設の維持管理に要する経費
- ③ その他施設運営に係る事務費等

(3) 指定管理に要する経費の積算

指定管理者は、指定管理者制度の趣旨である経費の削減を考慮のうえ、指定管理者が行う業務に係る経費を積算してください。

また、指定期間中の賃金水準の変動や物価変動についても見込んでください。

なお、積算に当たっては、募集要項（資料1）を参考にしてください。

(4) 指定管理料の精算

市は、指定管理業務を市が求める内容どおりに確実に実施し、その結果、生み出された剰余金が指定管理者の営業努力によるときは、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合、原則として補填は行いません。

(5) 指定期間中の業務見直し

指定管理者が行う業務範囲及びその内容が、当初予定していたものと著しい差異が生じたときは、市と指定管理者との間で協議を行うものとします。

5 申請手続に関する事項

(1) 応募資格及び留意事項

① 応募資格

ア 応募者は、火葬場等に係る業務の知識と経験を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営を行うことができる法人その他の団体でなければなりません。

なお、共同企業体によるもの及び、個人による応募はできません。

イ 岩出市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、岩出市において指名停止を受けていないこと。

② 応募者の制限

応募者の代表者が次の事項に該当するときは、応募することができません。

ア 後見人又は保佐人を必要とするなど法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における入札の参加を制限されている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更正手続開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てをしている者

オ 法人又は団体及びその代表者が、国税及び地方税を完納していない者

カ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当する者

キ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者、またそれら団体等の利益となる活動を行う者

コ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者

サ 代表者、役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（競売妨害等）若しくは第198条（贈賄）の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者

シ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ス 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

セ 地方自治法第244条の2第11項（公の施設の設置、管理及び廃止）の規定により、指定管理者の指定の取消し等を受けたことがある者

③ 応募に関する留意事項

ア 市は、指定管理者指定申請書の受付をもって、応募者が募集要項及び仕様書

の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

ウ 市は、理由の如何を問わず、提出された書類についての返却は認めません。

エ 市は、提出期限後の提出書類の再提出、及び差し替えによる提案内容の変更は認めません。

オ 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。

カ 応募者が、申請書提出後に辞退する場合、辞退届を提出していただきます。

④ 応募無効又は失格

次のいずれかに該当すると認められるときは、無効又は失格となります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 同一の申請者が複数提案を行った場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月22日（木）まで
※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

- ② 配布時間 午前9時から午後5時まで

- ③ 配布場所 和歌山県岩出市役所 生活福祉部 生活環境課
なお、募集要項等は、市役所ウェブサイト上にも掲載しています。

(3) 申請書類の受付

- ① 受付期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月22日（木）まで
午前9時から午後5時まで
※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。

- ② 受付場所 岩出市役所 生活福祉部 生活環境課

- ③ 提出方法 次の（4）に掲げる提出書類を生活福祉部生活環境課に直接持参してください。その他の方法は、認めません。

(4) 提出書類及び提出部数

I 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
② 岩出市火葬場指定管理者事業計画書（別紙1）

③ 岩出市火葬場の管理に関する業務収支予算書（別紙２）

- ・ 施設の管理運営に係る指定期間内の年度ごと指定管理費及び指定期間を合計した収支計画を記載すること。

※ 市が提供する当該施設の過去５年の歳出決算等を参考にして作成してください。

④ 応募者の活動を示す書類

ア 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

イ 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類

ウ 同種施設の管理実績等の判る書類（委託契約書の写し等）

エ （法人の場合）

- ・ 登記事項証明書（複写可・申請日前３月以内に交付されたもの）
- ・ 申請の前年度の納税証明書（複写可・申請日前３月以内に交付されたもの）
- ・ 過去３年の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、又はこれらに相当する書類
- ・ 直近の常勤従業員数と非常勤従業員（パート、アルバイト等）数、勤続年数が分かる資料

- ・ 有資格者リスト（別紙３）

必要となる資格・・・乙種防火管理者、乙種第４類危険物取扱主任者

オ （法人以外の場合）

- ・ 代表者の身分証明書（複写可・申請日前３月以内に交付されたもの）
- ・ 過去３年の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、又はこれらに相当する書類
- ・ 直近の常勤従業員数と非常勤従業員（パート、アルバイト等）数、勤続年数が分かる資料

- ・ 有資格者リスト（別紙３）

必要となる資格・・・乙種防火管理者、乙種第４類危険物取扱主任者

⑤ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

Ⅱ 提出部数

提出部数 正本１部、副本７部 計８部（副本は、複写可）

６ 指定管理者の選定に関する事項

（１）指定管理者候補者の選定方法

応募者から提出された申請書等は、生活環境課で応募資格の有無、提出書類の確認を行います。その後、「岩出市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、提案内容及び提案価格等について書類審査を行います。

また、応募者から取組み姿勢や方針等のヒアリングを実施し、これらの結果を審査基準に照らして総合的に審査を行い、指定管理者候補者を選定します。

（２）指定管理者候補者の審査

Ⅰ 審査基準

- ① 事業計画書による火葬場の管理運営が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。

- ② 事業計画書の内容が、管理を行う火葬場の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 火葬場の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること。
- ④ 火葬場の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有するものであること。

II 審査項目ごとの配点

選定委員会は、火葬場の効用が最大限に図れるよう審査基準を基本に、次に掲げる項目ごとの内容について、公平かつ適正に審査し、選定するものとします。

【1】指定管理者としての管理運営方針（10点）

審査（評価）項目	審査（評価）基準	配点
(1) 管理運営を行うに当たっての基本理念、方針について（10点）	①指定管理者の性格及び目的等と提案された基本方針が合致しているか。	10点

【2】平等利用の確保及びサービスの向上（35点）

審査（評価）項目	審査（評価）観点	配点
(1) 利用者の平等な利用の確保（5点）	①平等な利用のための方策が十分検討されているか。	5点
(2) 管理水準、利用者のサービス向上について（30点）	①利用者のサービス（配慮、接客、案内等）向上について具体的な提案がされているか。	10点
	②利用者からの要望、意見、苦情を把握し、改善に結びつける提案がされているか。	10点
	③個人情報の保護に関し、適正な方針が示されているか。（従事する者への周知、書類の保管等）	10点

【3】施設の効果を最大限に発揮するものであること（15点）

審査（評価）項目	審査（評価）観点	配点
(1) 施設運営について（15点）	①公の施設としての認識、施設の役割、業務内容を十分理解し、円滑な管理運営（日常点検・清掃等含む。）が図れるものであるか。	10点
	②定期的に業務の実施状況を評価し、改善に結びつける方策が示されているか。	5点

【4】施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減（85点）

審査（評価）項目	審査（評価）観点	配点
----------	----------	----

(1) 維持管理について (45点)	①施設・設備の延命化及び適切な維持補修のための計画が、経費縮減のための効果的な内容となっているか。	10点
	②外部委託する業務及び委託理由、委託先が明確であるか。	5点
	③環境への配慮（省エネ、廃棄物の適正処理）に対する取組みについての考え方はどうか。	10点
	④火葬炉設備を適切に点検・修繕し、安定した運営が図られる内容となっているか。	10点
	⑤火葬場改修工事期間中、工事受注者との連携を図り適正な維持管理の内容となっているか。	10点
(2) 管理運営経費について (40点)	①管理運営経費縮減についての考え方は適切か。	10点
	②経費の算定は妥当であるか。（人件費が適切な金額に設定されているか。）	10点
	③物価変動（燃料費・光熱水費等）への対応・吸収策が具体的に示されているか。	10点
	④経費縮減のための効率化が図られているか。（市の実績に対する縮減の程度は）	10点

【5】施設の適正な管理業務を遂行することができる人員、資産、その他経営の規模及び能力を有するものであること。（55点）

審査（評価）項目	審査（評価）観点	配点
(1) 団体の業務遂行能力について（30点）	①業務を遂行できる資力（経営の健全化）を有しているか。	10点
	②相当の知識と経験を有する複数の人材確保が可能であるか。	10点
	③火葬場又はそれに類する施設の管理運営の実績があるか。	10点
(2) 管理体制について（10点）	①管理体制及び責任者について、明確に示されているか。（施設を円滑に管理運営できる人員体制（指揮系統、組織構成、ローテーション等）となっているか。）	5点
	②研修、訓練等の計画が、従業員の専門的知識・技能の向上を図る内容となっているか。	5点

(3) 緊急時の対応について (15点)	①事故・災害等を想定した初動マニュアルの周知、徹底及び迅速な人の配置等適切な対応は可能か。	10点
	②安全の確保、事故防止等に対する効果的な対策が講じられているか。	5点

(3) 選定結果

市は、選定委員会による審査結果に基づいて、指定管理者の候補者を決定し、その後、速やかに応募者全員に通知します。

(4) 指定管理者の指定の手続

市は、指定管理者候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者候補者を指定管理者に指定する議案を直近の市議会定例会に付議し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

また、指定管理者に指定された者にその旨を通知し、併せて告示します。

(5) 指定に係る留意事項

指定管理者は、議会の議決が得られなければ、その指定を受けることができませんが、その場合、市は一切の損害賠償責任は負いません。

なお、市議会の議決を得るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定管理者候補者の選定を取消すことがあります。

(6) 協定の締結

市は、当該指定の告示を行った後、指定管理者と市火葬場管理運営に関する協定を締結します。なお、協定の主な内容は、次のとおりです。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 事業報告及び業務報告に関する事項
- エ 管理経費の額及び支払方法に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ その他市長等が別に定める事項

(7) 管理業務の実施状況及び履行責任等

① 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、指定管理者が行う業務に関し、当月分は翌月の5日以内に、又、

当年度分は当該年度の終了後30日以内にそれぞれ事業報告書を作成し、市に提出するものとします。

② 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

③ 責任分担

市が想定する主要な責任分担の方針は、別紙「リスク分担表」のとおりです。
その詳細については、協定書で定めるものとします。

④ 市による実績評価

市は、指定管理者が管理の基準及び事業計画に示された業務等において、市が求める内容を満たしていないと判断したときは、指定管理者に対して改善措置を講ずるよう必要な指示を行い、指示に従わないとき、その他管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

⑤ 第三者への賠償

指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により、施設利用者等第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が、市の責めに帰すべき事由、若しくは双方の責めに帰すことができない事由によるときは、この限りではありません。

⑥ 市との連絡調整等

指定管理者は、必要に応じて市と連絡調整を行い、市の求めに応じて、随時、関係書類等を提出するものとする。

7 その他に関する事項

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったときは、市は、その指定を取消します。又、そのときに生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になったときは、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、市は、指定管理者としての指定の取消しができるものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に記載していない事項が生じたときは、市と指定管理者は協議のうえ決定するものとします。

(3) 事前準備及び業務の引継ぎ

指定管理者となる法人等は、協定発効までの間、指定管理に係る物品の確認、必要書類の作成、各種業務の研修等を行うこととし、そのための経費は、当該指定管理者となる法人等の負担とします。

(4) 検視場所機能の併用

市は、災害時に身元不明の遺体が出た場合、火葬場を検視場所として一時的に安置することがありますのでご了解願います。

8 問合せ先

〒649-6292

和歌山県岩出市西野209番地

岩出市役所 生活福祉部 生活環境課

電話：0736-62-2141

FAX：0736-61-6931

9 決定までのスケジュール

日 程	時 期
募集要項の配布	令和8年10月 5日から10月22日まで
応募書類の受付	令和8年10月 5日から10月22日まで
ヒアリング（選定委員会）の実施	令和8年11月上旬予定
指定管理者候補者の決定	令和8年11月中旬予定
議会の議決	令和8年12月 予定
指定管理者指定の告示	令和9年 1月 予定
協定締結	令和9年 1月 予定
指定管理業務の開始時期	令和9年 4月 1日

(資料1)

岩 出 市 火 葬 場 運 営 状 況

火葬件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市内利用者	満5歳以上	491体	524体	542体	554体	531体
	満5歳未満	0体	0体	0体	0体	0体
	死胎等	7個	3個	6個	5個	11個
市外利用者	満5歳以上	11体	4体	7体	9体	5体
	満5歳未満	0体	0体	0体	0体	0体
	死胎等	0個	0個	0個	0個	0個
合計	火葬体数	502体	528体	549体	563体	536体
	死胎等数	7個	3個	6個	5個	11個

火葬許可申請件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市内利用者	満5歳以上	491体	523体	543体	555体	532体
	満5歳未満	0体	0体	0体	0体	0体
	死胎等	7個	3個	6個	5個	11個
市外利用者	満5歳以上	11体	4体	7体	9体	5体
	満5歳未満	0体	0体	0体	0体	0体
	死胎等	0個	0個	0個	0個	0個
合計	火葬体数	502体	527体	550体	564体	537体
	死胎等数	7個	3個	6個	5個	11個

火葬業務従事日数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	283 日	281 日	365 日	354 日	361 日

歳入決算

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
火葬場使用料	10,435,000	10,685,000	11,260,000	11,600,000	11,000,000

歳出決算

(単位:円)

項目	詳細	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	給与	6,255,628	5,162,240	5,743,459	4,957,371	5,872,686
光熱水費	電気代	927,965	911,600	832,976	954,770	943,184
	水道代	34,320	17,160	17,160	17,160	22,880
燃料費	灯油代	2,014,182	2,043,735	2,534,770	2,576,979	2,456,437
消耗品費	焼香炭	7,128	10,692	16,038	16,038	10,692
	電球	0	0	2,378	0	0
	事務用品	9,758	155,046	79,024	2,574	2,264
修繕費 管理費	台車	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
	セラミック	544,320	0	168,300	0	0
	主熱バーナー口 修繕	0	168,300	0	0	0
	熱電対胞管	36,000	36,000	24,000	36,000	36,000
	定期点検	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	ロストル	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
	点火プラグ	258,750	258,750	258,750	258,750	258,750
	再熱室セラミック 張替え	0	1,260,050	0	0	0
	多目的トイレ修繕	0	42,900	0	0	0
	便槽オーバーフロ ー発信機	0	0	0	0	280,000
	電話代	119,480	116,388	121,340	108,170	113,675
	し尿汲取り	161,400	171,400	194,400	156,000	153,500
管理費 その他	定期清掃	115,500	115,500	115,500	115,500	115,500
	雑草刈取	495,000	495,000	501,600	501,600	495,000
	残骨灰処分	16,200	16,225	16,225	16,225	16,225
	施設保険	14,620	138,362	269,960	266,982	266,982
	火災保険	88,358				
	機械警備	68,640	68,640	68,640	68,640	68,640
	AED リース	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
	マット	0	0	0	0	0
	事務諸経費	407,685	642,332	365,754	279,960	279,960
合計		12,402,934	12,401,841	12,158,274	11,160,719	12,220,375

【リスク分担表】

(凡例：○主負担者 △従負担者を示す。)

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
1 物価変動	大幅な物価変動による経費の増加（注１）	○	
2 金利変動	金利変動による経費の増加		○
3 法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
4 税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
5 政治、行政的な理由による事業内容変更	政治、行政的な理由により、指定管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加等	協議事項	
6 不可抗力	自然災害その他市・指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による復旧費用（注２）	○	△
7 応募コスト	応募コストの負担		○
8 資金調達	必要な資金の確保		○
9 施設・設備・貸与備品の損傷に係わる 工事及び修繕	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	火葬炉運転による耐火物等の損傷による定期的補修（点検含む）		○
	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手方の特定できないもの	協議事項	
10 安全管理	維持管理、運営における安全性の確保、犯罪発生等による費用の発生		○
11 保険加入	施設賠償責任保険		○
	火災保険		○
12 第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	△
13 引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
14 市場環境の変化	使用者の増加及び減少、需要見込みの誤り（直近実績の 15%以上の増減）	協議事項	
15 苦情対応等	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外（注２）	○	△

・（注１）「大幅な物価変動」に該当するか否か及び市の負担額については、指定管理料の算定基礎とした物価水準からの変動の程度等を踏まえ、市と指定管理者が協議のうえ決定する。

- ・（注 2）原則市の負担とするが、原因・状況に応じ、その都度協議するものとする。
- ・上記以外のことが発生した場合、協議事項とする。